

福岡県福祉サービス第三者評価の結果

【第三者評価機関】

名 称	公益社団法人福岡県社会福祉士会		
所 在 地	福岡市博多区博多駅前3-9-12		
T E L	092-483-2944	F A X	092-483-3037
訪問調査日	令和3年9月14日～15日	評価調査者 登録番号	16-a00044 12-b00041 19-a00056

【福祉サービス事業者・施設基本情報】

法 人 名 称	しやかいふくしほうじん せいわかい 社会福祉法人 清和会		
法 人 の 代 表 者 名	りぢちょう きよはら ゆずこ 理事長 清原 由鶴乎	設 立 年 月 日	昭和 55年4月1日
施 設 名 称	ひのさとにしほいくえん 日の里西保育園	施 設 種 別	保育所
施 設 所 在 地	〒811-3425 福岡県宗像市日の里9丁目12-1		
施 設 長 名	きよはら ゆずこ 清原 由鶴乎	開 設 年 月 日	昭和55年4月1日
T E L	0940-37-2078	F A X	0940-36-5123
E メ ー ル ア ド レ ス	nishi_h@elf.coara.or.jp		
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	http://www.hinosato-nishi.com/index.html		
定 員	100名・世帯（現員87名・世帯） ※該当を○で囲む		

職 員 数	常勤職員：17名		非常勤職員：19名
専 門 職 員	園長 1名	主任専任保育士 1名	保育士 21 名
	事務員 1名	看護師 1名	栄養士 3名
施 設 ・ 設 備 の 概 要	教室 6室	調乳室・事務室 1室	調理室・沐浴室 1室
	保健室・保育室 1室	遊戯室・多目的室 1室	地域子育て支援室 1室

◆施設・事業所の理念・基本方針

理 念	すべての子どもたちに 愛情と思いやりをもって 世界に羽ばたく自立した心を育てる
基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康な子どもを育てよう ・思いやりのある子どもを育てよう ・感性豊かな子どもを育てよう

◆施設・事業所の特徴的な取組

音楽教室、英語教室、茶道教室、体操教室、ダンス等、専門講師の指導により個性的な保育がなされている点。親子のコミュニケーションを深めるきっかけの場として「親子ヨガ教室」が実施されている点。

◆第三者評価の受審状況

評価実施期間	契 約 日	令和3年7月1日
	訪 問 調 査 日	令和3年9月14日～15日
	評価結果確定日	令和3年11月30日
受審回数（前回の受審時期）	今回の受審：1回目（前回 年度）	

【評価結果】

1 総 評

(1) 特に評価の高い点

1 地域交流・地域貢献について

- ・保育園は住宅地の中にあり、地域の方からも関心を寄せられています。町内の方に法人役員等になってもらい、園運営の協力を得ています。地域との交流として、8月の「日の里祭り」や文化祭、高齢者との交流会等、子どもが地域の行事に参加できる機会を設けています。
- ・地域からの「福祉ニーズ」に応じて、行事の際の用具の貸し出しや町内清掃を行い、地域と協定を結び、災害時などに一人暮らし高齢者の避難場所を提供しています。本年の大雨時などにも地域の方の避難時受け入れを行っています。
- ・働く保護者の要望を受けて、卒園児の放課後受け入れとして、「ジュニアクラブ」を設けて、地域の要望に応じています。

2 食育・食事について

- ・食育計画に基づき、野菜を植えて収穫し食すること、給食時に子どもたちの喫食状況を確認しながら、子どもたちと「今日の給食」の感想や、献立の中に何が入っていたか等会話の中で、食への関心、調理する人への感謝の気持ちを育むようにしています。
- ・子どもの成長を考慮した献立は、一人ひとりの食事の量や好き嫌い等を把握し、子どもと保育士の意見や保護者のニーズも取り入れています。アレルギー等の除去食の子どもには、他の子どもの食事との出来上がりの差（形状や色の違い）を最小限に抑えるようにして調理が行われ、また離乳食の子どもの保護者と連携できるようにするなど、子ども一人ひとりが安全に楽しく食べることができる食事の提供に努めています

3 障がいのある子どもの支援について

- ・障がいのある子どもや、行動が気になる子ども数名を受け入れた保育の取組が行われています。子ども一人に一人の保育士が付きっきりになる状況もありますが、保育士の他に子育て支援資格者の補助員が支援する体制となっています。子どもの発達状況や課題は、職員会議等で検討し、保護者や発達支援センターと連携を行っています。クラス運営についても共通の認識の下で、保育が行われています。個別の指導計画、個人記録を作成し、障がいのある子どもは他の子どもたちとの生活を通して、またクラスの子どもは障がいの特性を理解して、自発的な手助けをするなど、共に成長できる環境づくりを実施しています。

4 健康管理や健康診断・歯科健診の結果等について

- ・「保健計画」「健康に関するマニュアル」に沿って子どもたちの健康管理が行われています。保護者に対しては、入園時に健康管理や子どもの持病等について、保育園の健康に関する方針を伝えています。健康診断、歯科健診は年2回、保育園と嘱託医が連携を図り実施し、結果は保護者にも伝えています。
- ・歯科検診については、保護者には個人結果表を配布しています。歯科健診は毎年、市歯科医師会から歯磨き指導や大切な歯についてお話をさせていただき、3歳以上児は保育園で食後の歯磨き指導に反映させています。検尿についても年2回専門機関の検査を受けて内科・歯科・検尿の結果は児童表等に記録しています。健康診断等の結果は、職員会議で伝え、保育で注意する点等の周知を行っています。

第三者評価の結果に対する事業者のコメント

第三者評価の受審は、当園にとって様々な角度から保育を見つめ直す良い機会となりました。子ども中心の保育を基本にし、保護者のニーズにこたえる保育、このバランスを考えていくことの大切さを、改めて学びました。

また、コロナ過の影響で地域との交流の計画などができなかったことを踏まえて、今後の地域交流の方法について考えていこうと思っています。

園長不在時の体制は口頭では職員に理解されていますが、明確化された文書を作成するようにいたします。今後は、職員とのコミュニケーションをより一層しっかりと行い、保育園運営に努めていきたいと思っています。